

原価帳簿で工事の利益を管理！

●原価を管理する

原価の管理は、製造業であれ、小売業であれ、サービス業であれ**どんな業界でも必要**であり、ほとんどの業者・会社でそれぞれのやり方で行っていることです。

人件費、材料費、外注費、交通費など、その業界や会社によって管理する経費は様々ですが、「**建設業界**」に限っては管理する項目が“経費”だけにとどまらず、“予算”や“支払”、“発注”、“請求・入金”と多岐に渡っていて、しかもそれぞれの“タイミング”が重要になるので、**原価管理のしくみが他の業界より複雑・煩雑**です。

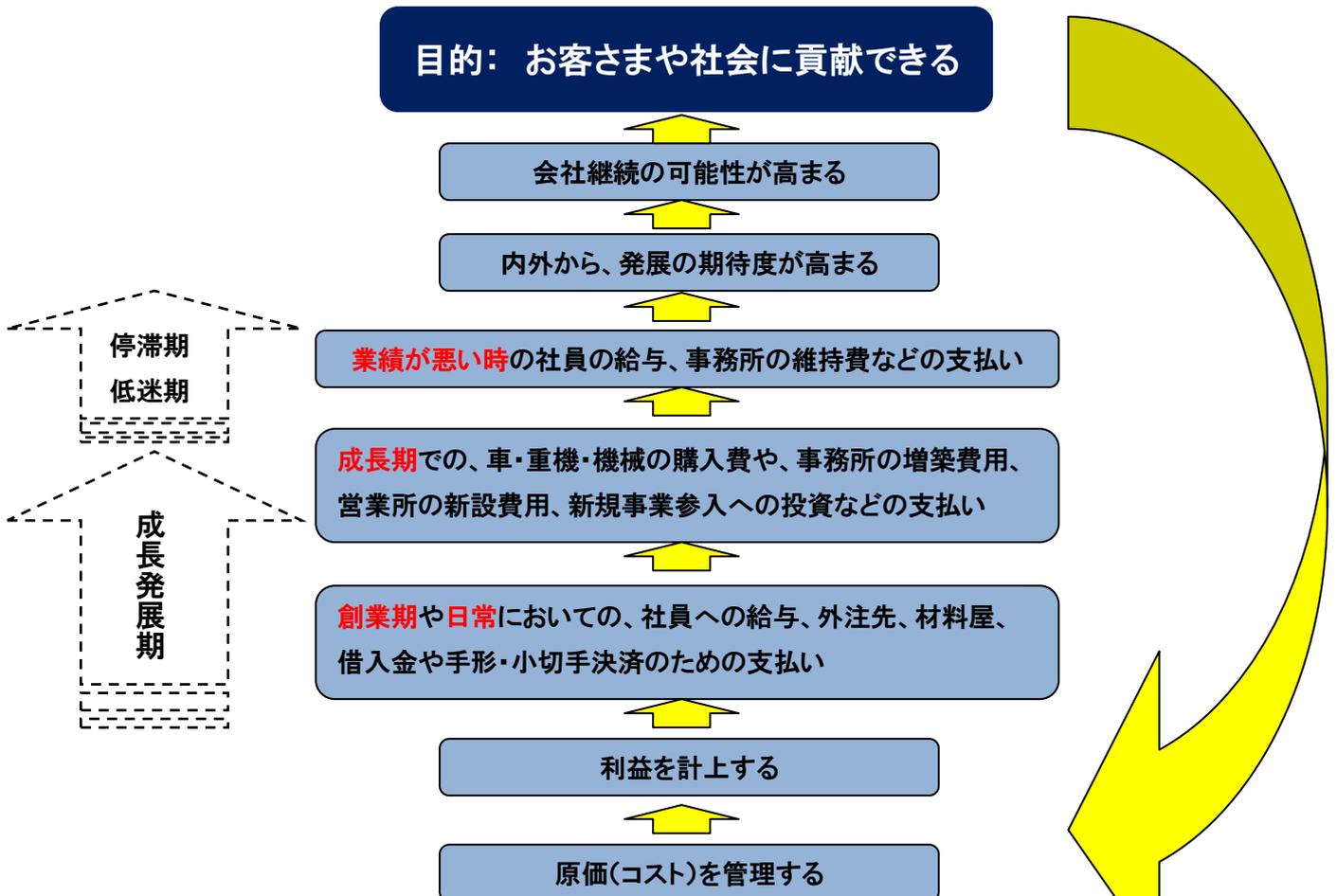
また、現状把握だけでなく、予算を踏まえた将来の予測(とくに資金繰り面)も同時に行わなければ、元請・下請を問わずせっかく受注した工事を進めるのが困難になる恐れがあるので「**管理**」という言葉自体が他の業界よりも**広義のもの**でもあります。

●なぜ、原価を管理するのか？

それは、一言で言うと「**利益を上げる(残す)ため**」です。

●では、なぜ利益が必要なのか？

これは、その目的から逆算して考えると

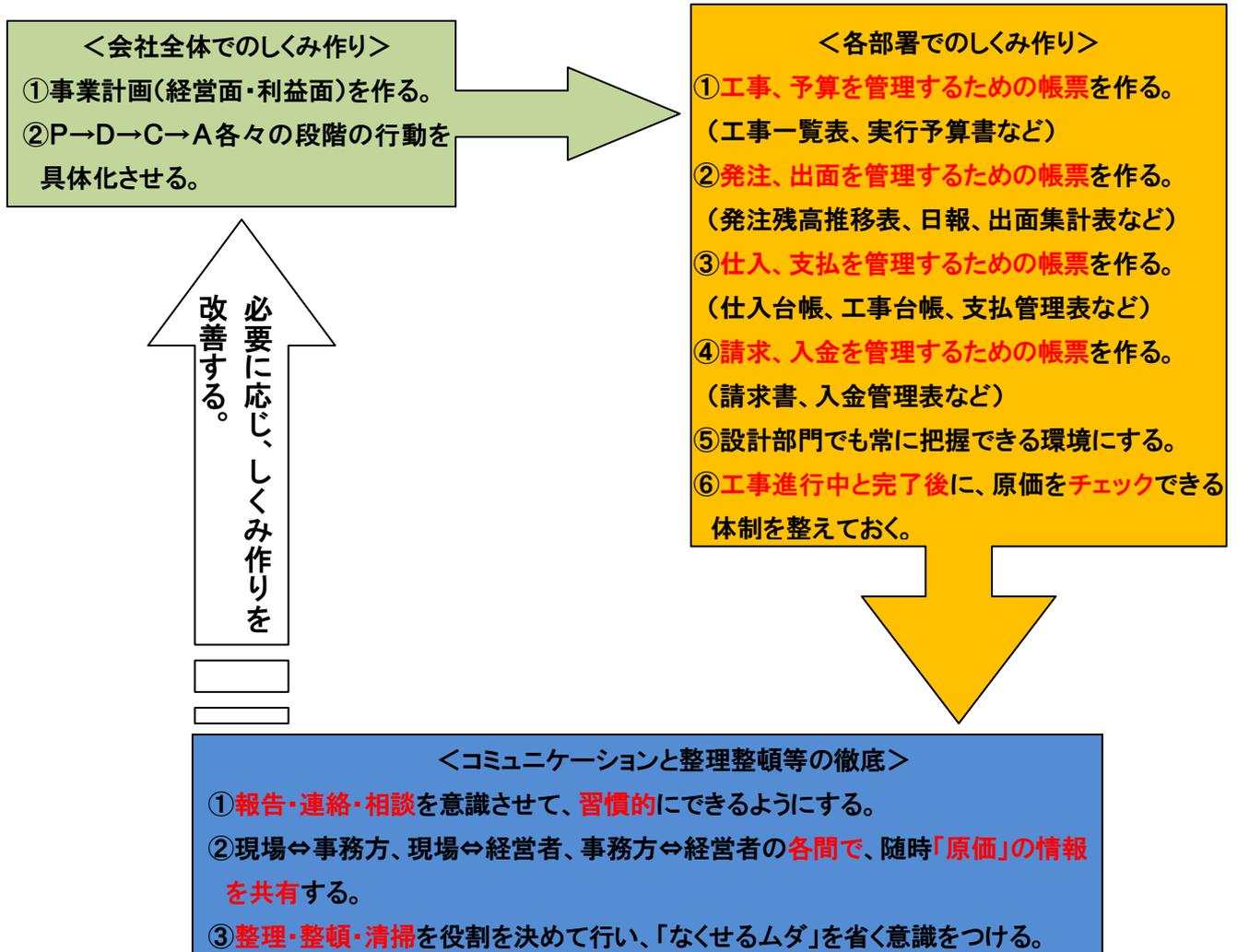


このようにどのような時期においても、その場面で対応するために利益を貯蓄しておくことが目的達成へのプロセスで必要になります。

つまり、「利益＝将来の原価」ということになります。

●原価(利益)管理の具体的な手順

大雑把ですが、原価を管理していくための手順は一般的に以下のように行います。



上図のように、原価(利益)の管理は、経営者・事務社員・現場技術者全員で取り組み、常に改善と改良を繰り返していく意識が大切になります。

当カフェでは、上図の**<各部署でのしくみ作り>**を重点にサポートをさせていただいております。お気軽にご質問、お問合せ下さいませ。

●原価管理のための各帳票の紹介 ～一部抜粋～

帳票名	内容・使用用途
実行予算書	発注に対する構成比、予算に対する構成比や予定粗利の確認する。
発注書	仕入先や下請業者へ発注する際に使用する。
仕入先台帳	仕入先別に、仕入金額・支払金額の状況を確認する。
仕入先別取引集計表	仕入先台帳を、一覧表形式で確認する。
請求書	請負先へ請求する際に使用する。
請求一覧表	売掛残高、請求額一覧、売上統括などを確認する。
請負先元帳	請負先別に、売上金額と入金金額を確認する。
工事元帳	工事別に、売上金額と入金金額を確認する。
未収入金管理表	請負先別に未収入金額を確認したり、入金方法別に入金額を確認する。
工事台帳	工事別に、工事情報(場所や工期)・実行予算・契約金額・入金履歴や材料費・労務費・外注費・経費の工事原価を確認する。
工事一覧表	実行予算と工事原価を集計し、予定粗利や実際粗利を一覧表形式で確認する。
原価月報	1ヶ月単位で工事原価を集計し、実行予算や発注金額を基にした粗利(消化)率を確認する。工事別や仕入先別に確認することも可。
原価表	工事別に、材料費・労務費・外注費・経費の工事原価を集計し、その工事原価や粗利金額を一覧表形式で確認する。
月別原価推移表	1ヶ月単位で工事原価を集計し、工事別や仕入先別に月ごとの推移を、一覧表形式で確認する。
予算・発注残高推移表	1ヶ月単位で工事原価を集計し、実行予算残高や発注残高との比較の月ごとの推移を、一覧表形式で確認する。

上記のほかにも様々な帳票がありますが、各帳票を作成・管理するための情報(日報や各種伝票など)は、何を作成・管理するのかによって違ってきます。

また、業種や元請・下請の別によって、使用する帳票の種類も違ってきます。

業種	使用する帳票
土木系の業種 (土木工事業、舗装工事業など)	実行予算書、発注書、支払通知書、工事台帳など。 下請の場合はこれに加え、出面集計表、仕入先台帳、請求書、請負先元帳、未収入金管理表など。
建築系の業種 (建築工事業、内装仕上工事業など)	発注書、支払通知書、工事台帳、工事元帳など。 下請の場合はこれに加え、仕入先台帳、請求書、請負先元帳、未収入金管理表など。
設備系の業種 (電気工事業、管工事業など)	発注書、仕入先台帳、請求書、請求一覧表、未収入金管理表、原価表、月別原価推移表など

一般的に上記のような帳票で管理されていることが多いです。

当カフェでは、原価(利益)を管理するために、**基本情報**(「会社情報」や「工事情報」・「請負先情報」・「下請業者情報」・「仕入先情報」・「工種情報」・「作業員情報」等)を整えたうえで、各種帳票を作成し、**原価管理をサポート**しております。

“今までやっていなかったが、まずは何から管理すればいいか”または**“自社でやっているが、管理しづらい”**もしくは**“けっこう労力が必要なので面倒になっている”**という方など、お気軽にお問合せ下さいませ。

建設業許可が必要な時には？

☆まずはこれを確認！①☆

「取引先から〇〇の業種で許可を取ってもらわないと、これからは御社に発注しづらくなる」と言われた、などの理由で、新規で許可取得を検討する際に、以下の項目を確認して下さい。

①-1 工事1件の請負金額が、500万円以上か？(建築一式の場合は1,500万円以上か？)

YES → 以下に進む

NO → 建設業法上では、許可不要です

取引上等の事情が必要であれば

①-2 どの業種で新規許可申請するか、おおよその見当をつける

建設業の業種	建設工事の例示
土木一式工事業	
建築一式工事業	
大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事業	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事業	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事業	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事

屋根工事業	屋根ふき工事
電気工事業	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事業	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパイプ工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事業	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事業	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事業	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
舗装工事業	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事業	ガラス加工取付け工事
塗装工事業	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事業	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事業	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事業	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事業	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事業	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工

	事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事業	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事業	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事業	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事業	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

☆まずはこれを確認！②☆

②-1 営業所(本社・本店も含む)の数は？

1つだけ

2つ以上ある(同じ都道府県内)

2つ以上ある(2つ以上の都道府県にある)



都道府県知事許可



大臣許可

②-2 請負のカチは？請負金額の規模は？



※1つの業種で「特定」と「一般」両方の許可を取得することはできません。

ただし、例えば3つの業種を取得する場合に、1つは「特定」の許可、残り2つは「一般」の許可とすることはできます。

②-3 法人か、個人か？

株式会社・合同会社・有限会社など



法人

個人事業者



個人

ここで特に検討していただきたい対象の方は、**個人事業者**の方です。

「現在は個人事業であるけど、**近い将来に法人化するかもしれない**」または「**ちょうど、法人にする予定がある**」という方は、ぜひ**法人化してから許可申請**を行って下さい。

と言いますのは、建設業許可制度では、一旦個人として許可を取得してから法人化すると、再度新たに法人として許可申請をすることになっているからです。この場合、役所(県や国)に対して許可手数料(9万円または15万円)も再度支払わなければならなくなります。単なる名称の変更届や移行届という方法はありません。

言い換えますと、「個人」と「法人」は“別人格”という扱いなので、ぜひ先に法人化して“別人格”になってから許可申請することをお勧めします。

当カフェでは、業種の見当、請負規模の見当、個人か法人か、等のご相談を承っております。また、法人化につきましては別サイト [進化し続ける！会社・法人設立サポートカフェ](#)をご参考下さい。両カフェとも、カフェ感覚の料金設定をテーマにしておりますので、ぜひじっくりとご検討下さい。

☆人的な条件☆

<経営的責任者である「**経營業務の管理責任者**」が必要です>

●なれる人の条件

法人の場合は、役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいいます。以下同じ。)のうち常勤である者の1人が、個人である場合は、その者又はその支配人のうち1人が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当すること。

(1)許可を受けようとする業種に関し5年以上、(登記上で)役員経験を有する者

(2)許可を受けようとする業種以外の業種に関し7年以上、(登記上で)役員経験を有する者

(3)許可を受けようとする業種に関し役員経験に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の

地位をいう。)にあって次のイ、ロいずれかの経験を有する者

- イ 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
- ロ 7年以上経營業務を補佐した経験

(4)国土交通大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

<技術的責任者である「専任技術者」が必要です>

●なれる人の条件 ～一般建設業許可の場合～

営業所に所属している人のうち1人が、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すること。

※営業所ごとに、1人必要です。

- (1)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学もしくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で一定の学科を修めた者
- (2)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で一定の学科に合格した後3年以上の実務の経験を有する者
- (3)許可を受けようとする建設業に係る建設工事に、10年以上実務の経験を有する者
- (4)許可を受けようとする業種に応じた資格・免許を有する者(2級以上の免許※)
- (5)国土交通大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者

●なれる人の条件 ～特定建設業許可の場合～

営業所に所属している人のうち1人が、次の(1)(2)のいずれかに該当すること。

※営業所ごとに、1人必要です。

- (1)許可を受けようとする業種に応じた資格・免許を有する者(1級の免許※)

(2)～一般建設業許可の場合～の(1)から(5)までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、通算2年以上、元請人として、請負額4,500万円以上の工事に関して指導監督的な実務の経験を有する者

注：指定建設業(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)の場合は、(1)に該当する者であり、かつ、施工技術の確保及び技術力の充実を促す観点から、その他様々な要件が厳格に規定されています。

※：建設業法・建築士法、技術士法における呼称です。その他の法律下での試験では各々の呼称があります。

当カフェでは、「経營業務の管理責任者」「専任技術者」全般についてのご相談や、上記の注や ※について分かりやすく知りたい方のご質問などを承っております。

許可取得後、こんな変更があったらどうする？

☆経營業務の管理責任者(経營的責任者)☆

経營業務の管理責任者は重要なポジションの人なので、「交代」や「氏名の変更」があった日から14日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要です。

☆専任技術者(技術的責任者)☆

専任技術者は重要なポジションの人なので、「交代」や「氏名の変更」があった日から14日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要です。

☆営業所の所在地☆

営業所を「移転」したときは、移転した日から30日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要です。

☆社名、屋号☆

会社の社名(商号・名称)や、個人事業の屋号を変更したときは、変更した日から30日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要です。

☆役員☆

会社の役員「交代」や「辞任・新就任」や「氏名の変更」などの異動等があったときは、その日から30日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要です。

☆資本金☆

会社の**資本金を変更**(増資または減資)したときは、**変更した日から30日以内に、許可を受けた役所に届け出ることが必要**です。

許可取得後、このような時はどうする？

☆他県に支店などを出した時☆

現在は「**都道府県知事許可**」で、新たに**他の都道府県に支店**(単なる資材置場は除く)などを設置したときは、「**大臣許可**」へ移行する**手続(許可換え新規)**が必要になります。

☆元請として大きな工事を発注するようになる時☆

現在は「**一般建設業許可**」で、今後は**工事1件につき下請に発注する代金の合計額が3,000万円以上(建築一式の場合は4,500万円以上)**になるときは、「**特定建設業許可**」へ移行する**手続(般特新規)**が必要になります。

☆他の業種の工事を受注するようになる時☆

例えば、現在「**建築一式工事業**」での許可をもっていて、今後は**電気工事**も受注(工事1件につき500万円以上)するようになるときは、「**電気工事業**」を追加する**手続(業種追加)**が必要になります。

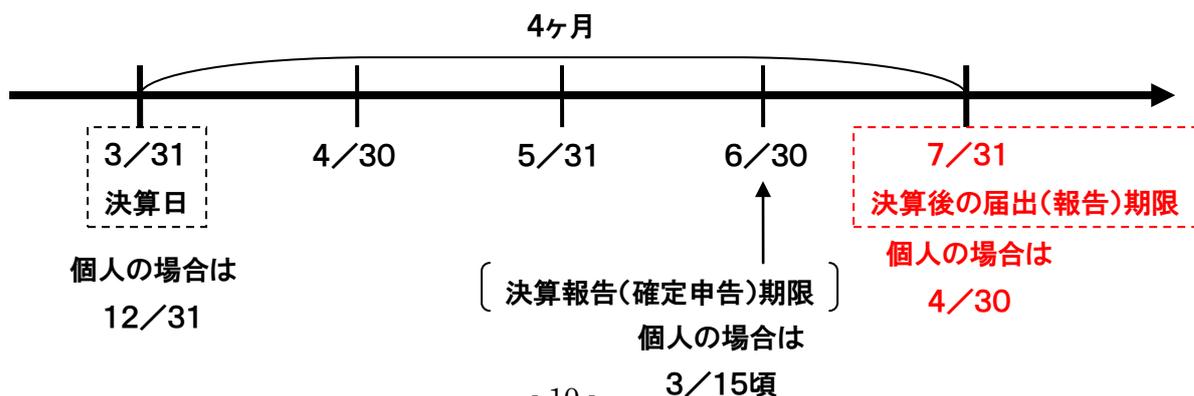
毎年やることはあるの？

☆決算後の届出☆

建設業許可を取得された方は、法人・個人を問わず、決算日ごとに、許可を受けた役所(都道府県または国)に対して、「決算後の届出(報告)」をする必要があります。

これは、**税務署に対してする決算報告や確定申告とは別で、決算日から4ヶ月以内に**します。

●決算後の届出(報告)までの流れの例



許可の更新って何年ごと？

☆5年ごとの更新申請☆

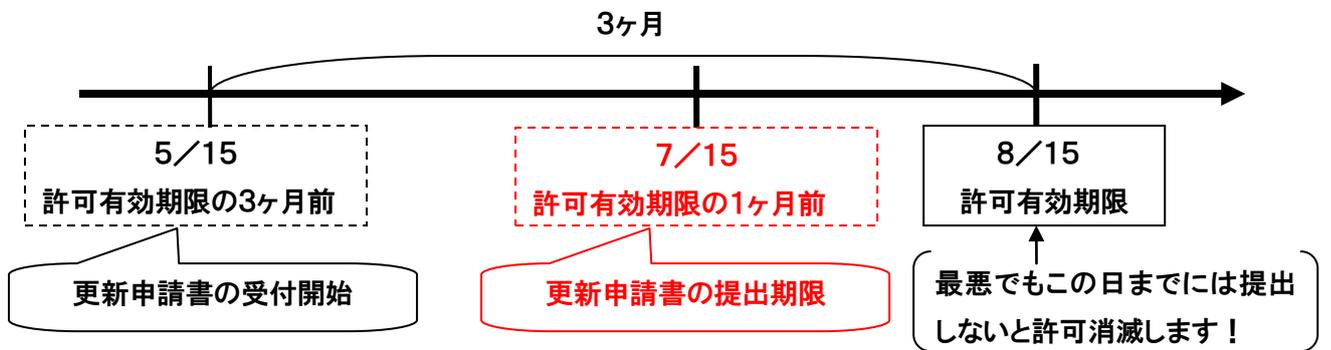
建設業許可は、**5年ごとに更新する必要があります**。これは、**許可を受けた役所**（都道府県または国）へ、**許可有効期限（許可通知書に記載）の1ヶ月前までに**提出することになっています。

もし、この提出を**忘れてしまうと**（遅くとも許可有効期限ギリギリまで）、**許可自体が消滅**してしまい、**再度また新規許可申請することになってしまう**ので、注意が必要です。

また、5年の間に所在地や資本金などの変更があり、その**届出をしていない場合や、決算後の届出をしていない年度がある場合は、その変更届や決算後の届出も同時に**することになります。

あと、5年の間に「業種追加」をした場合に、その追加した業種の更新も同時期にする（一本化）ことができます。一本化するかしなないかは申請時に選択できますが、一本化すれば更新時期が一回になりますし、都道府県や国に支払う許可手数料も節約できます。

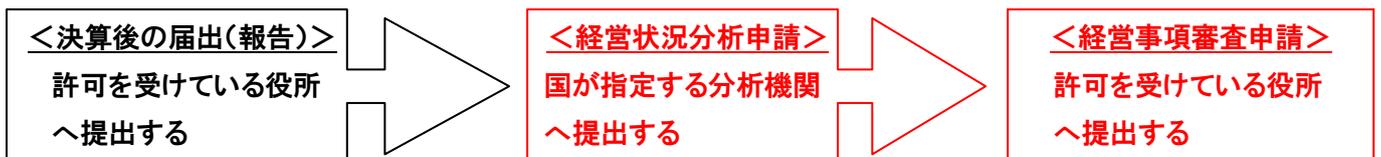
●更新申請までの流れの例



経営事項審査が必要な時には？

建設業許可をもっている方が、「公共工事に入札したい」「請負先から〇〇の業種で経審を受けてもらわないと、これからは御社に発注しづらくなる」と言われた、などの理由で経営事項審査を受ける場合、下記の手順で手続きすることになります。

☆決算後の届出(報告)→経営状況分析→経営事項審査☆



当カフェでは、上記許可申請から各種届出、および経営事項審査申請で準備するもの等についてご相談、ご質問を承っております。お気軽にお問合せ下さい。